

沿道地区計画届出のご案内 届出書の書き方(例 建築物の建築(新築)の場合)

★工事等の着手の30日前までに届出をしてください。

別記様式第1(第10条関係)

(別紙3)

沿道地区計画の区域内における行為の届出書

令和 3年 1月 4日

世田谷区長 殿

届出者 住所 世田谷区世田谷7-7-7

氏名 世田谷 住子

幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条第1項の規定により、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物等の新築、改築又は増築
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記のとおり届け出ます。

記

- 行為の場所 世田谷区 世田谷七丁目 7番 7号 [(地番) 七丁目123番45]
- 行為の着手予定日 令和 3年 2月 10日
- 行為の完了予定日 令和 3年 4月 28日
- 設計又は施行方法

該当項目を記入してください。

行為に着手する30日以上前の日付になります。

行為を行う方(建築主)の住所・氏名を記入してください。法人の場合は法人名と代表者名となります。

届出日より30日以上先になりません。「上旬」「下旬」「末日」等でなく、日付で記入してください。

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²		
(2) 建築物等の新築、改築又は増築の概要	(イ) 行為の種類	(建築物・工作物)	(新築・改築・増築)				
	(ロ) 設計	(i) 敷地面積			150.25	m ²	
		(ii) 建築面積	85.10	m ²	m ²	85.10	m ²
		(iii) 延べ面積	340.40	m ²	m ²	340.40	m ²
		(iv) 建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ	15.05	m	m	15.05	m
		(v) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ				20.10	m
	要	(vi) 地盤面から高さ	14.178	m	(vii) 緑化施設の面積	m ²	
		(viii) 用途	店舗(自転車小売)、専用住宅		(ix) 垣又はさくの構造	なし	
		(ix) 用途	店舗(自転車小売)、専用住宅				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	m ²		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容						
(5) 木竹の伐採	伐採面積					m ²	

()内は住宅の用途に供する部分の延べ面積を記入してください。

地盤面からの高さと同様に沿道整備道路の路面中心からの高さを記入してください。

店舗については()内に具体的に記入してください。

垣・さくを設ける場合に記入し、設けない場合は「なし」と記入してください。

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 沿道地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条の5に規定する内容を定めた沿道地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の合計欄(同欄中の())は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄についても記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができる。
- 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

連絡先を記入してください。

連絡先 住所 世田谷区世田谷4-21-27 電話番号 03-5432-1111

氏名 街 造郎